

福山市立大学学則（案）

平成 23 年 3 月〇〇日
規則第〇〇号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
 - 第 2 章 組織（第 3 条－第 5 条）
 - 第 3 章 職員組織（第 6 条－第 12 条）
 - 第 4 章 運営組織（第 13 条・第 14 条）
 - 第 5 章 学年、学期及び休業日（第 15 条－第 17 条）
 - 第 6 章 修業年限及び在学年限（第 18 条・第 19 条）
 - 第 7 章 入学（第 20 条－第 28 条）
 - 第 8 章 教育課程（第 29 条－第 34 条）
 - 第 9 章 休学、転学、留学、退学等（第 35 条－第 40 条）
 - 第 10 章 卒業、学位及び資格等（第 41 条－第 44 条）
 - 第 11 章 入学検定料、入学料及び授業料（第 45 条）
 - 第 12 章 賞罰（第 46 条・第 47 条）
 - 第 13 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生（第 48 条－第 54 条）
 - 第 14 章 雑則（第 55 条・第 56 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 福山市立大学（以下「本学」という。）は、学術研究の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究することにより、幅広い教養と深い専門的素養及び豊かな人間性を涵養し、もって持続可能な社会の発展を担うことのできる人材を育成するとともに、教育研究の成果を広く社会に還元することにより、地域の文化と社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について定期的に点検及び評価し、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 章 組織

（学部、学科及び定員）

第 3 条 本学に、教育学部及び都市経営学部を置く。

2 前項の各学部置く学科及び入学定員等は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
教育学部	児童教育学科	100 人	400 人
都市経営学部	都市経営学科	150 人	600 人
計		250 人	1, 000 人

(附属施設)

第 4 条 本学に、次の附属施設を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 附属幼稚園
- (3) キャリアデザインセンター
- (4) 教育研究交流センター
- (5) 教育支援センター

(事務局)

第 5 条 本学に、大学の事務を処理するため、事務局を置く。

第 3 章 職員組織

(職員)

第 6 条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員を置く。

(学部長)

第 7 条 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

(附属施設の長)

第 8 条 附属施設に施設の長を置き、教授をもって充てる。

(事務局長)

第 9 条 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

(各種委員会等)

第 10 条 全学的又は各学部の教育研究業務を分掌するため、委員会その他必要な会議を置くことができる。

(名誉教授)

第 11 条 本学に専任の教員として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項の称号の授与に関し必要な事項は、学長が定める。

(客員教授)

第 12 条 本学に客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関し必要な事項は、学長が定める。

第 4 章 運営組織

(評議会)

第 13 条 本学に、本学の教育又は研究に関する重要事項を審議するため、評議会を置く。

2 評議会に関する事項は、別に定める。

(教授会)

第14条 学部に、当該学部の教育又は研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を、4学期に分ける。学期の区分は原則として次のとおりとし、各学期の区分は学年の初めに定める。

第1学期及び第2学期 4月1日から9月30日まで

第3学期及び第4学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの休業の期間は、学年の初めに定める。

3 必要がある場合には、休業日に授業を行うことができる。

4 第1項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第19条 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第25条から第27条までの規定により入学した者にあつては、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号から第5号までのいずれかに該当する者又は編入学、転入学及び再入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第21条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願）

第22条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、本学所定の書類に入学検定料を納めたことを証する書類を添えて出願しなければならない。

（入学者の選考）

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、入学手続に関する書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第25条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、原則として欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は学士の学位を有する者
- (2) 他の大学において1年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
- (4) その他法令により大学の途中年次に入学できるものと認められている者

2 編入学に関する志願の手続、選考方法及び許可の手続については、学長が別に定める。

（転入学）

第 26 条 学長は、他の大学又は短期大学に在学している者で、本学への転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第 27 条 学長は、本学を退学した者で再入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学、転入学又は再入学した者の既修得単位数の認定等)

第 28 条 前 3 条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

2 前 3 条及び前項に定めるもののほか、編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、学長が定める。

第 8 章 教育課程

(授業科目)

第 29 条 授業科目は、各学部それぞれ、共通教育科目、専門教育科目に区分し、別表のとおりとする。

2 前項に定める授業科目のほか、必要がある場合は、教授会の議を経て臨時に授業科目を開設することができる。

3 履修方法その他必要な事項については、学長が別に定める。

(履修科目の登録の制限)

第 30 条 学長が定める学部 に在籍する学生は、1 年間につき当該学部の学部長が教授会の議を経て定める単位数を超える単位数を履修科目として登録することができない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の学生は、当該学部長が教授会の議を経て定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた場合に同項に規定する単位数の上限を超える単位数を履修科目として登録することができるものとする。

(単位の計算方法)

第 31 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技等については、30 時間から 45 時間までの範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目の単位の計算方法については、これらに必要な学修等を考慮して定める。

(単位の授与及び成績の評価)

第 32 条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

2 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の 5 種類の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(他学部又は他大学等における授業科目の履修等)

第 33 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の学部又は他の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学生が当該学部又は大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認めることができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、卒業の要件となる単位として認めることができる。

3 前 2 項の規定により認めることのできる単位数は、合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 34 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定により認めることのできる単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、前条の規定により認める単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 9 章 休学、転学、留学、退学等

(休学)

第 35 条 疾病その他特別の理由により引き続き 2 か月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて期間を定めて休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は期間を定めて休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

5 休学期間は、第 19 条に規定する在学年限及び第 41 条第 1 項に規定する在学すべき年数に算入しない。

6 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

7 休学の期間が満了したときは、学生は、復学するものとする。

(転学)

第 36 条 他の大学等へ入学し、又は転学をしようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部)

第 37 条 他の学部に転学部をしようとする者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、学長はこれを許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て、学部長が決定する。

(留学)

第 38 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 19 条に規定する在学年限及び第 41 条第 1 項に規定する在学すべき年数に算入することができる。

3 第 33 条第 1 項の規定は、留学の場合に準用する。

(退学)

第 39 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 40 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、学部の教授会の議を経て、除籍することができる。

(1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(2) 第 19 条に規定する在学年限を超えて在学する者

(3) 第 35 条第 4 項の休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第 10 章 卒業、学位及び資格等

(卒業)

第 41 条 本学に 4 年（第 25 条から第 27 条までの規定により入学した者又は第 37 条第 1 項の規定により転学部した者にあつては、それぞれ第 28 条第 1 項又は第 37 条第 2 項に規定する在学すべき年数）以上在学し、所定の教育課程を修了した者に対して、学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第 42 条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、学長が定める。

(卒業の時期)

第 43 条 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(資格等)

第 44 条 次表の左欄に掲げる学科において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）に規定する所定の授業科目を履修し単位を取得した者は、同表右欄に掲げる資格を取得することができる。

学 科	資 格
児童教育学科	児童福祉法第 18 条の 6 に基づく保育士資格

- 2 次表の左欄に掲げる学科において、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に規定する所定の授業科目を履修し単位を取得した者は、同表右欄に掲げる免許状を取得することができる。

学 科	資 格
児童教育学科	幼稚園教諭一種免許状
	小学校教諭一種免許状
	特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域)
	(肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)

- 3 その他本学において取得できる資格
- (1) 二級建築士試験受験資格
 - (2) 木造建築士試験受験資格
- 4 前項の資格を取得しようとする場合は、別に学長が定める所定の科目を履修しなければならない。

第 1 1 章 入学検定料、入学料及び授業料

(入学検定料、入学料及び授業料)

- 第 45 条 入学検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収については、福山市立大学条例（平成 22 年福山市条例第〇〇号）の定めるところによる。

第 1 2 章 賞罰

(表彰)

- 第 46 条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、評議会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

- 第 47 条 学長は、学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、学部の教授会及び評議会の議を経て、懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 1 3 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(研究生)

- 第 48 条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第 49 条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可し、単位を認定することができる。

(聴講生)

第 50 条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第 51 条 学長は、他の大学等の学生で本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可し、単位を認定することができる。

(委託生)

第 52 条 学長は、学校教育法第 1 条に規定する学校の教員又は官公庁その他の団体の職員が、当該団体からの派遣により本学において研修を願い出たとき及び官公庁又は団体から学生を委託されたときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 53 条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規定)

第 54 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 4 章 雑則

(公開講座)

第 55 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

(委任規定)

第 56 条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 29 条関係)

(1) 教育学部児童教育学科

科目区分		授業科目の名称	単位数			摘要	
			必修	選択	自由		
共通教育科目	教養科目	人間と文化	哲学		2		必要修得単位数は、 教養科目から 19 単 位以上(必修 2 単位 を含む)。ただし、 人間と文化・社会と 経済・人間と自然・ 環境と生活から各 4 単位以上修得する こと。
			教育学		2		
			心理学		2		
			社会思想史		2		
			家族とジェンダー		2		
			美術史		2		
			瀬戸内の歴史と文化		2		
		小計 (7 科目)	0	14	0		
	社会と経済	法学概論		2			
		日本国憲法	2				
		行政法		2			
		現代の経済		2			
		現代の経営		2			
		会計学概論		2			
		都市・社会調査法		2			
		国際関係史		2			
		平和学		2			
		メディア論		2			
	小計 (10 科目)	2	18	0			
	人間と自然	数理の世界		2			
統計の世界			2				
生命科学			2				
地球の進化			2				
科学史・科学哲学			2				
近代哲学と技術			2				
フィールド情報学			2				
小計 (7 科目)	0	14	0				
環境と生活	環境と物理		2				
	化学と環境		2				
	生物生態学		2				
	自然誌概論		2				
	自然誌実習		1				
	森林資源学		2				
	環境資源論		2				
	環境科学実験		1				
	地域学 (福山学)		2				

			小計 (9 科目)	0	16	0	
合計			開講 33 科目	2	62	0	
スキル科目	外国語	英語	総合英語 I	1			スキル科目から 10 単位以上(必修 8 単位を含む)。ただし、英語から 6 単位以上、その他の外国語から 2 単位以上、コンピュータ・スキルから 2 単位以上修得すること。
			総合英語 II	1			
			総合英語 III	1			
			総合英語 IV	1			
			英語コミュニケーション A	1			
			英語コミュニケーション B	1			
			ビジネス英語 I		1		
			ビジネス英語 II		1		
			ビジネス英語 III		1		
			上級英語 I		1		
			上級英語 II		1		
	小計 (11 科目)	6	5	0			
	中国語	入門中国語 I		1			
		入門中国語 II		1			
初級中国語 I			1				
初級中国語 II			1				
中級中国語 I			1				
中級中国語 II			1				
小計 (6 科目)	0	6	0				
ポルトガル語	フランス語・ポルトガル語	フランス語 I		1			
		フランス語 II		1			
		ポルトガル語 I		1			
		ポルトガル語 II		1			
小計 (4 科目)	0	4	0				
スキル	コンピュータ	情報演習 I	1				
		情報演習 II	1				
		情報応用演習 I		1			
		情報応用演習 II		1			
		小計 (4 科目)	2	2	0		
合計			開講 25 科目	8	17	0	
人間力科目	デザイン	キャリア	キャリアデザイン A		2		人間力科目から 7 単位以上(必修 5 単位を含む)修得すること。
			キャリアデザイン B		2		
			小計 (2 科目)	0	4	0	
	体育・健康	健康・スポーツ I	1				
		健康・スポーツ II A		1			
		健康・スポーツ II B		1			
		健康・スポーツ II C		1			

		健康科学		2				
		小計 (5 科目)	1	5	0			
	入門ゼミ	大学入門ゼミ	2					
		教育入門ゼミ	2					
		小計 (2 科目)	4	0	0			
	合計	開講 9 科目	5	9	0			
専門教育科目	学部基礎科目	人間と教育	2			学部基礎科目は 8 単位必修。		
		発達と教育	2					
		福祉と教育	2					
		文化と教育	2					
		合計	開講 4 科目	8	0	0		
	基幹科目	発達	子ども論		2		基幹科目は発達・家族・障害の区分から各 2 単位必修とし、教育コースは合計 6 単位以上、保育コースは合計 8 単位以上修得すること。	
			発達心理学		2			
			教育心理学		2			
		家族	家族の歴史		2			
			家族臨床		2			
地域福祉論				2				
家族援助論				2				
障害		障害者の福祉と教育		2				
		インクルージョンの歴史		2				
	障害者教育指導論		2					
	合計	開講 10 科目	0	20	0			
展開科目	教育学関連科目	初等国語		2		展開科目から 46 単位以上修得すること。		
		書写演習		2				
		初等社会		2				
		算数		2				
		初等理科		2				
		生活		2				
		初等音楽		2				
		図画工作		2				
		初等家庭		2				
		初等体育		2				
		教職論		2				
		教育原理		2				
		教育史		2				
		教育制度論		2				
		教育社会学		2				
教育課程論 A (小)		2						

	国語科指導法		2	
	社会科指導法		2	
	算数科指導法		2	
	理科指導法		2	
	生活科指導法		2	
	音楽科指導法		2	
	図画工作科指導法		2	
	家庭科指導法		2	
	体育科指導法		2	
	道德教育論		2	
	特別活動論		2	
	教育方法論 A (小)		2	
	生徒指導論 (進路指導を含む。)		2	
	教育相談		2	
	教職実践演習 (小・幼)		2	
	英語活動論		2	
	科学実験法		1	
	心理学実験演習		2	
	子どもと法律		2	
	教育統計		2	
	小計 (36 科目)	0	71	0
保育学 関連 科目	社会福祉		2	
	社会福祉援助技術		2	
	児童福祉論		2	
	保育原理 I		2	
	保育原理 II		2	
	養護原理		2	
	小児保健 I		2	
	小児保健 II		2	
	小児保健実習		1	
	小児栄養 I		1	
	小児栄養 II		1	
	精神保健		2	
	保育内容 (健康)		2	
	保育内容 (人間関係)		2	
	保育内容 (環境)		2	
	保育内容 (言葉)		2	
	保育内容 A (表現)		2	
	保育内容 B (表現)		2	

	保育内容C（表現）		2	
	乳児保育Ⅰ		1	
	乳児保育Ⅱ		1	
	障害児保育		1	
	養護内容		1	
	音楽表現活動Ⅰ（基礎）		1	
	音楽表現活動Ⅱ（応用）		1	
	音楽表現A（ピアノ）		1	
	音楽表現B（声楽）		1	
	図画工作表現活動Ⅰ（基礎）		1	
	図画工作表現活動Ⅱ（応用）		1	
	運動・身体表現活動Ⅰ（基礎）		1	
	運動・身体表現活動Ⅱ（応用）		1	
	保育・教職実践演習（幼）		2	
	保育者論		2	
	教育課程論B（幼・保）		2	
	乳幼児心理学		2	
	青年心理学		2	
	保育臨床相談		2	
	幼児の理解と発達相談		2	
	教育方法論B（幼）		2	
	自然環境の観察法		1	
	保育教材研究		1	
	食育研究		1	
	小計（42科目）	0	66	0
特別支援教育関連科目	特別支援教育総論		2	
	知的障害者の心理・生理・病理		2	
	肢体不自由者の心理		2	
	肢体不自由者の生理・病理		2	
	病弱者の心理		1	
	病弱者の生理・病理		2	
	障害者発達診断法		2	
	知的障害者指導論		2	
	肢体不自由者指導論		2	
	病弱者指導論		2	
	知的障害者教育課程論		2	
	障害者の心理・生理・病理		2	
	言語障害指導論		2	
	重複障害教育総論		2	
	発達障害教育総論		2	

		小計 (15 科目)	0	29	0	
	合計	開講 93 科目	0	166	0	
発展科目	教育学・保育学	教育史特論		2		発展科目からは、教育学・保育学、心理学・発達臨床、特別支援教育・児童福祉、教育・保育内容研究の区分のいずれか一つから、教育コースは 6 単位以上、保育コースは 4 単位以上必修とし、教育コースは合計 10 単位以上、保育コースは合計 6 単位以上修得すること。
		教育方法特論		2		
		教育制度特論		2		
		保育実践理論研究特論		2		
		保育制度特論		2		
		保育国際比較特論		2		
		保育表現研究特論		2		
	産育文化史特論		2			
	心理学・発達臨床	発達心理学特論		2		
		生理心理学特論		2		
青年心理学特論			2			
教育心理学特論			2			
臨床心理学特論			2			
幼児心理学特論		2				
児童福祉 特別支援教育・	障害原理特論		2			
	特別支援教育特論		2			
	児童福祉特論		2			
	言語障害特論		2			
	社会福祉特論		2			
教育・保育内容研究	国語科教育特論		2			
	社会科教育特論		2			
	算数科教育特論		2			
	理科教育特論		2			
	音楽教育特論		2			
	絵画造形表現特論		2			
	家庭科教育・生活保育特論		2			
小計 (26 科目)	0	52	0			
合計	開講 26 科目	0	52	0		
実習科目	小学校教育実習事前事後指導		1		実習科目から教育コースは 5 単位以上、保育コースは 7 単位以上 (実習科目の履修に替えて、展開科目から同等数の単位の履修をもって充てることができる。ただし、こ	
	小学校教育実習		4			
	幼稚園教育実習事前事後指導 A		1			
	幼稚園教育実習事前事後指導 B		1			
	幼稚園教育実習 I		1			
	幼稚園教育実習 II A		3			
	幼稚園教育実習 II B		2			
	保育実習事前事後指導		1			
	保育実習 I (保育所)		2			

	保育実習Ⅰ（施設）		2		の場合は、教員免許状及び保育士資格を取得することはできない。）を修得すること。
	保育実習Ⅱ		2		
	保育実習Ⅲ		2		
	特別支援学校教育実習		3		
合計	開講 13 科目	0	25	0	
演習	教育基礎ゼミ	3			演習は 9 単位必修。
	教育専門ゼミ	3			
	教育研究ゼミ	3			
	小計（3 科目）	9	0	0	
研究 卒業	卒業研究	4			卒業研究は 4 単位必修。
	小計（1 科目）	4			
合計	開講 4 科目	13	0	0	
総計（217 科目）		36	351	0	合計 124 単位以上を修得すること。

(2) 都市経営学部都市経営学科

科目区分			授業科目の名称	単位数			備考
				必修	選択	自由	
共通教育科目	教養科目	人間と文化	哲学		2		必要修得単位数は、教養科目から 18 単位以上。ただし、人間と文化・社会と経済・人間と自然から各 2 単位以上、環境と生活から 5 単位以上修得すること。
			教育学		2		
			心理学		2		
			社会思想史		2		
			家族とジェンダー		2		
			美術史		2		
			瀬戸内の歴史と文化		2		
			小計（7 科目）	0	14	0	
	社会と経済		法学概論		2		
			日本国憲法		2		
			行政法		2		
			現代の経済		2		
			現代の経営		2		
			会計学概論		2		
			都市・社会調査法		2		
			国際関係史		2		
			平和学		2		
メディア論				2			
小計（10 科目）	0	20	0				

			人間と自然	数理の世界		2		
				統計の世界		2		
				生命科学		2		
				地球の進化		2		
				科学史・科学哲学		2		
				近代哲学と技術		2		
				フィールド情報学		2		
				小計 (7 科目)	0	14	0	
			環境と生活	環境と物理		2		
				化学と環境		2		
				生物生態学		2		
				自然誌概論		2		
				自然誌実習		1		
				森林資源学		2		
				環境資源論		2		
環境科学実験		1						
地域学 (福山学)		2						
小計 (9 科目)	0	16		0				
合計			開講 33 科目	0	64	0		
スキル科目	外国語	英語	総合英語Ⅰ	1			スキル科目から 12 単位以上 (必修 10 単位を含む) 修得すること。	
			総合英語Ⅱ	1				
			総合英語Ⅲ	1				
			総合英語Ⅳ	1				
			英語コミュニケーションA	1				
			英語コミュニケーションB	1				
			ビジネス英語Ⅰ		1			
			ビジネス英語Ⅱ		1			
			ビジネス英語Ⅲ		1			
			上級英語Ⅰ		1			
			上級英語Ⅱ		1			
		小計 (11 科目)	6	5	0			
		中国語	入門中国語Ⅰ	1				
			入門中国語Ⅱ	1				
			初級中国語Ⅰ		1			
			初級中国語Ⅱ		1			
			中級中国語Ⅰ		1			
			中級中国語Ⅱ		1			
小計 (6 科目)	2	4	0					

		ポルトガル語 フランス語・	フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ ポルトガル語Ⅰ ポルトガル語Ⅱ 小計(4科目)		1 1 1 1 0	4 0				
	スキル	コンピュータ・	情報演習Ⅰ 情報演習Ⅱ 情報応用演習Ⅰ 情報応用演習Ⅱ 小計(4科目)		1 1 1 1 2	2 0				
	合計		開講 25 科目		10	15	0			
人間力科目	デザイン キャリア		キャリアデザインA キャリアデザインB 小計(2科目)			2 2 0	人間力科目から 6 単位以上(必修 3 単 位を含む)修得する こと。			
		体育・ 健康	健康・スポーツⅠ 健康・スポーツⅡA 健康・スポーツⅡB 健康・スポーツⅡC 健康科学 小計(5科目)	1		1 1 1 2 1		5 0		
			ゼミ 入門	大学入門ゼミ 小計(1科目)	2			2	0 0	
	合計			開講 8 科目	3	9		0		
	専門教育科目		学部基礎科目		都市経営入門 都市デザイン入門 都市経営と社会学 経済学入門 地球環境入門 都市経営ゼミ			2 2 2 2 2 2		学部基礎科目は 12 単位必修。
		合計		開講 6 科目	12	0		0		
基幹科目				都市の歴史 都市基盤施設論 都市計画論 都市生活学 ミクロ経済学 経営学原理 マクロ経済学 公共政策論 地域経済論		2 2 2 2 2 2 2 2 2			基幹科目は 24 単位 必修。	

		都市社会学	2			
		多文化共生論	2			
		国際関係論	2			
	合計	開講 12 科目	24	0	0	
展開科目	計画・デザイン	土地利用計画		2		展開科目から 34 単位以上修得すること。ただし、計画・デザイン、経済・経営、共生・開発のいずれか一つの領域から 18 単位以上、他の 2 領域から各 6 単位以上修得すること。
		都市交通政策		2		
		都市水環境システム		2		
		建築の歴史		2		
		建築計画		2		
		都市景観論		2		
		建築都市計画法規		2		
		生活環境論		2		
		住宅政策論		2		
		生活空間学		2		
		環境人間工学		2		
		アーバンデザイン演習		2		
		まちづくり計画実践演習		2		
		まちづくり協働実践演習		2		
	小計 (14 科目)	0	28	0		
	経済・経営	行政学		2		
		地方財政論		2		
		金融システム論		2		
		経営管理論		2		
		マーケティング論		2		
		起業論		2		
		経営分析		2		
		生活構造論		2		
		福祉開発論		2		
		異文化経営論		2		
		環境経営学		2		
		環境保全論		2		
		地域産業論		2		
		産業創生実践演習		2		
	小計 (14 科目)	0	28	0		
	共生・開発	市民自治論		2		
		都市情報論		2		
		異文化コミュニケーション論		2		
		環境地理学		2		
地域文化史			2			

		地域産業史		2		
		国際協力論		2		
		国際開発論		2		
		国際援助政策		2		
		アメリカ文化論		2		
		中国社会文化論		2		
		インド社会論		2		
		ラテンアメリカ社会論		2		
		ヨーロッパ社会論		2		
		都市社会実践演習		2		
		小計 (15 科目)	0	30	0	
	合 計	開講 43 科目	0	86	0	
	実習科目	企業・行政実習		2		
		環境開発実習		2		
		小計 (2 科目)	0	4	0	
	専門演習	専門演習Ⅰ	2			専門演習は 4 単位 必修。
		専門演習Ⅱ	2			
		小計 (2 科目)	4			
	研究 卒業	卒業研究	6			卒業研究は 6 単位 必修。
		小計 (1 科目)	6	0	0	
	合 計	開講 5 科目	10	4	0	
自由科目	建築士科目	設計製図Ⅰ			1	
		設計製図Ⅱ			1	
		設計製図Ⅲ			1	
		設計製図Ⅳ			1	
		CAD演習Ⅰ			1	
		CAD演習Ⅱ			1	
		建築一般構造			2	
		建築構造力学			2	
		建築材料			2	
		建築設備			2	
		建築施工			2	
			小計 (11 科目)	0	0	16
		合 計	開講 11 科目	0	0	16
総 計		開講 143 科目	59	178	16	合計 124 単位以上 を修得すること(た だし、自由科目を除 く)。

福山市立大学教育学部教授会規程（案）

平成〇〇年〇月〇日
福山市立大学規程第〇号

（趣旨）

第1条 この規程は、福山市立大学学則（平成23年規則第〇号）第14条第2項の規定に基づき、教育学部に置く教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、教育学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 事務局長は、教授会に出席し、発言することができる。ただし、議決権を有しない。

3 学部長は、教授会が必要と認めた者を会議に出席させ、発言させることができる。

（審議事項）

第3条 教授会は、教育学部に関する次に掲げる事項を審議する。

(1) 教員の人事に関する事項

(2) 学部長の選考に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する事項

(4) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、卒業その他その在籍に関する事項

(5) 学生の厚生、補導及びその身分に関する事項

(6) その他教育学部の教育研究及び運営に関する重要事項

2 教授会は、その権限に属する決定事項を明示して、学部長に委任することができる。

3 前項の規定により、学部長が委任された事項を処理したときは、これを教授会に報告しなければならない。

4 学部長は、事柄の性質上緊急を要すると認めたときは、教授会の決定すべき事項を処理することができる。

5 前項の規定による処理については、学部長は教授会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

（招集）

第4条 教授会は、学部長が招集する。

2 教授会は、原則として毎月第3水曜日に定例会議を開催する。ただし、学部長が特に必要と認めるときは、臨時に教授会を開催することができる。

3 教授会の構成員（以下「構成員」という。）の3分の1以上の者から、審議すべき事項を指示して文書にて要求があるときは、学部長は、臨時に教授会を開かなければならない。

（議長）

第5条 学部長は、教授会の議長となる。

2 学部長に事故あるとき又は学部長が欠けたときは、あらかじめ学部長が指名した教授がその職務を代行する。

(定足数及び議決の方法)

第6条 教授会は、構成員（引き続き2月以上の不在期間にある構成員を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議案)

第7条 教授会の議案は、議長がこれを提案する。

(事務の処理)

第8条 教授会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

福山市立大学都市経営学部教授会規程（案）

平成〇〇年〇月〇日
福山市立大学規程第〇号

（趣旨）

第1条 この規程は、福山市立大学学則（平成23年規則第〇号）第14条第2項の規定に基づき、都市経営学部に置く教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、都市経営学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 事務局長は、教授会に出席し、発言することができる。ただし、議決権を有しない。

3 学部長は、教授会が必要と認めた者を会議に出席させ、発言させることができる。

（審議事項）

第3条 教授会は、都市経営学部に関する次に掲げる事項を審議する。

(1) 教員の人事に関する事項

(2) 学部長の選考に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する事項

(4) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、卒業その他その在籍に関する事項

(5) 学生の厚生、補導及びその身分に関する事項

(6) その他都市経営学部の教育研究及び運営に関する重要事項

2 教授会は、その権限に属する決定事項を明示して、学部長に委任することができる。

3 前項の規定により、学部長が委任された事項を処理したときは、これを教授会に報告しなければならない。

4 学部長は、事柄の性質上緊急を要すると認めたときは、教授会の決定すべき事項を処理することができる。

5 前項の規定による処理については、学部長は教授会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

（招集）

第4条 教授会は、学部長が招集する。

2 教授会は、原則として毎月第3水曜日に定例会議を開催する。ただし、学部長が特に必要と認めるときは、臨時に教授会を開催することができる。

3 教授会の構成員（以下「構成員」という。）の3分の1以上の者から、審議すべき事項を指示して文書にて要求があるときは、学部長は、臨時に教授会を開かなければならない。

（議長）

第5条 学部長は、教授会の議長となる。

2 学部長に事故あるとき又は学部長が欠けたときは、あらかじめ学部長が指名した教授がその職務を代行する。

(定足数及び議決の方法)

第6条 教授会は、構成員（引き続き2月以上の不在期間にある構成員を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議案)

第7条 教授会の議案は、議長がこれを提案する。

(事務の処理)

第8条 教授会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。